Polatechno Co., Ltd.

最終更新日:2019年7月12日 株式会社ポラテクノ

代表取締役社長 﨑玉克彦

http://www.polatechno.co.jp

問合せ先:取締役常務執行役員 管理本部長 白砂直典

証券コード: 4239

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループは、企業価値の継続的な増大を目標として、効率、安全、透明性のある経営を目指し、株主、投資家の皆様にタイムリーで適切な情報開示ができる経営体制、経営システムを整備していくことが、コーポレートガバナンスに関する基本的事項であると考えております。当社グループは、今後もそれぞれのシステムの更なる充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 ^{更新}

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本化薬株式会社	27,544,000	66.45
株式会社有沢製作所	9,280,000	22.38
NPBN - SHOKORO LIMITED	1,649,300	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	894,800	2.15
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールディ アイエスジー エフイー - エイシー	111,000	0.26
ノムラピービーノミニーズ ティーケーワンリミテッド	37,200	0.08
中山 博	35,400	0.08
二反田 静太郎	32,600	0.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,600	0.07
藤田 貴光	30,000	0.07

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 日本化薬株式会社 (上場:東京) (コード) 4272

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が日本化薬株式会社と取引を行う場合、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しており、これにより少数株主に不利益をもたらすようなおそれはありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、日本化薬株式会社の連結子会社であり、株式会社有沢製作所の持分法適用会社でもあります。当社グループでは、当面両社と協調しながら独立性をもって事業を遂行してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
1121-4017 131	

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	0名

会社との関係(1)

正夕		会社との関係()										
戊 苷	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
葭原義弘	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葭原義弘		その他の関係会社である株式会社有沢 製作所の社員	その他の会社との連携強化及び経営全般に対する助言・提言の役割を期待できるため

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と年初に監査計画などの意見交換会を実施し、内部監査室より業務監査の結果に関しての報告を受けております。また、内部監査室が実施する業務監査では、常勤監査役が同行し監査を実施しております。

監査役は、会計監査人と年初に監査計画などの意見交換会を実施し、半期ごとに会計監査人より監査結果に関しての報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
K	月 51土	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
長田啓子	税理士													
太田耕治	他の会社の出身者													
横田晃一	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長田啓子		長田会計事務所所長	税理士としての専門的知識を有し、監査役監査の充実が期待できるため社外監査役に選任しており、また、加えて一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社のコーポレートガバナンスの充実に期待できるため
太田耕治		その他の関係会社である株式会社有沢 製作所の常勤監査役	その他の関係会社の常勤監査役であり、豊富な経験と幅広り知識を活かし、監査体制の一層の強化を期待できるため
横田晃一		横田会計事務所所長	税理士としての専門的知識を有し、監査役監査の充実が期待できるため社外監査役に選任しており、また、加えて一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社のコーポレートガバナンスの充実に期待できるため

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
A	

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬及び賞与は、会社業績及び各人の業績目標の達成度により変動するものとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年3月期の第28期事業報告に開示している取締役報酬等の内容は以下のとおりです。

取締役 報酬 6名 75百万円(うち社外取締役 1名 1百万円)

上記の取締役の報酬等の総額には、2019年3月期中に役員賞与引当金として費用処理した31百万円を含んでおります。

- 上記のほか、職務遂行上の対価である財産上の利益の額として次の支払があります。
- (1)使用人兼務取締役の使用人給与相当額 1名 10百万円
- (2)役員社宅の提供 取締役 3名 0百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び賞与は、会社業績及び各人の業績目標の達成度により変動するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の業務の補佐は総務部が担当しております。

社外監査役の業務の補佐は内部監査室もしくは総務部が担当しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
森田 博美	顧問	現経営陣への助言	非常勤、報酬有	2018/06/22	2020/06/21

1名 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

その他の事項

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>

現状の体制の概要

[1]経営上の意思決定、執行及び監督にかかわる経営管理体制

(1)取締役会

当社は、業務執行にあたり、社外取締役1名を含む取締役7名により構成される取締役会を、毎月の定例開催のほかに必要に応じ随時開催し、法令、定款及び社内規定に則り意思決定を行っております。

(2)経営会議

当社は、常勤取締役等により構成される経営会議を、毎月2回の定例開催のほかに必要に応じ随時開催しております。経営会議は、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営及び業務執行に関する重要事項を審議し、または報告を受け、審議事項については経営会議構成員が審議を尽くした上で議長である社長が決定しております。

(3)執行役員会

当社は、取締役会で選任された執行役員により構成される執行役員会を、四半期に1回開催しております。執行役員会は、社長か6委任された業務の執行状況その他必要な事項についての報告を行っております。

[2]内部牽制体制

当社は、役員、使用人の業務遂行における適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で監査役会とは別に社内組織として内部監査室を設置しており、年度計画に基づき社内業務監査を実施しております。

[3]内部監査及び監査役監査、会計士監査の状況

内部監査室は、社長直属の部門であり、年度計画を立案し、社長の承認の下に社内業務監査を実施しております。また、監査役監査に関しましては、常勤監査役が年度計画を立案し、監査役会の承認の下に取締役会に報告し、実施しております。

会計士監査につきましては、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は野田裕一及び大黒英史であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。なお、継続関与年数は、2名ともに7年以内です。当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定され、具体的には公認会計士10名、その他10名により構成されております。

[4]独立役員

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名の社外役員がおりますが、そのうちもっとも選任の趣旨に沿った2名を指定しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社です。当社は、前記のとおり監査役会を設置しており、独立役員でもある社外監査役を含めた監査役による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状の監査役設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	IRに関する情報と共に、招集通知についてもホームページ(http://www.polatechno.co.jp/) に掲 載しております。

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算発表後に決算説明会を開催しております。2019年3月期第2四半期決算に係る説明会は2018年11月7日に、2019年3月期通期決算に係る説明会は2019年5月10日に、社長を説明者として開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関する情報についてホームページ(http://www.polatechno.co.jp/)で公開しており、「投資家情報」として、決算情報、決算以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。 同部を担当する役員は代表取締役社長崎玉 克彦をあてております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	行動憲章、行動基準といった社内規定等にステークホルダーの立場の尊重について規定 しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、環境保全活動に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役の職務に係る情報の保管及び管理については、文書等の作成、保存及び廃棄等に関する社内規定または法令に従うこととします。
- (2)取締役の職務の執行に係る文書等について、取締役及び監査役は必要に応じ閲覧できることとします。
- 2 当社の.損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (1)リスク管理委員会を設置します。
- (2)リスク管理委員会は、リスク管理・責任に関する規定及びリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、全社的なリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の構築及び運営を行います。また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部署を定めます。
- (3) 内部監査室はリスク管理に関する監査を行います。
- 3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)事業計画を策定し、達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適宜開催することとしております。
- (2)業務の迅速化と透明性を明確にすることを目的として、執行役員制を採用しております。
- (3)経営会議規定に定める事項については経営会議において定期的に審議しております。
- (4)取締役会における決定及び経営会議における審議結果による業務執行については、職務権限に係る規定に基づき、責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
- 4.当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)ポラテクノ行動憲章·行動基準を制定し、取締役及び使用人に徹底します。
- (2)コンプライアンス委員会を設置します。
- (3)コンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画を策定し実施します。
- (4)取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育研修を実施し、コンプライアンスに対する知識を高め、それを尊重する意識を高めます。
- (5)内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携し法令等の遵守状況を監査します。
- (6)法令・社内規定上疑義のある行為について、使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置し、運営します。
- (7)反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- (8)法令・社内規定に違反する行為については就業規則に従って対応します。
- 5.当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に報告します。
- (2)当社の子会社の損失の危険に関する規定その他の体制
- 各子会社においてリスク管理体制を構築し、それを維持します。
- (3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 、, イ 各子会社の事業運営につき、必要に応じ子会社との会議を企画し、意志の疎通を図ります。
- 口 各子会社が重要な経営判断をしようとする場合には、当社と協議します。
- (4)当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 各子会社で通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用します。
- 6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室もしくは管理本部総務部職員に依頼することができます。
- (2)監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員はその依頼に関して、取締役の指揮命令を受けないこととします。
- 7.当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)監査役は、経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
- (2)当社及び各子会社の取締役及び使用人は、当社及び各子会社に重大な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、当社の監査役に報告することとします。
- (3)内部監査室は、監査の結果を監査役に報告します。
- (4)当社は、当社の監査役及び当社が定めた内部通報窓口へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたこを 理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。
- 8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役及び使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞無く提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう 努めます。
- (2)監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、併せて内部監査室との連携を図ることとします。
- (3)監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて会社の費用で法律・会計その他の専門家を活用することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力への対応として、「内部統制システムに関する基本方針」及び「行動憲章・行動基準」において、反社会的勢力より不利 益供与等の要求があった場合、関連部署と連携し断固とした態度で臨み、一切の関係を持たない旨を社内に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項